

特別加入の給付基礎日額変更手続きについて

給付基礎日額変更申請は前年度 3/2～3/31 にご協力を!

労災保険特別加入の給付基礎日額変更の事前申請を希望する場合

平成 26 年 10 月 1 日改正により、前年度 (3/2～3/31) の 30 日間に手続きができるようになりました。

【ご注意ください】

平成 23 年度までは、給付基礎日額の変更申請については「年度更新期間中 6/1～7/10」の申請のみでしたが、平成 24 年度及び平成 26 年 10 月 1 日改正により、下記①②のいずれかの間に変更申請することが可能となりました。

なお、①②期間以外の年度途中での給付基礎日額の変更はできませんので、ご注意ください。

① (前年度の) 3 月 2 日～3 月 31 日 の間

② 年度更新期間中(その年度の 6 月 1 日～7 月 10 日)

* 原則、4 月 1 日に遡ってその年度の給付基礎日額を変更します。
ただし、申請前に災害が発生していた場合、災害発生後に給付基礎日額変更を申請しても承認されませんのでご注意ください。

* 給付基礎日額の変更については、年度途中での変更はできません。

* 翌年度の給付基礎日額について、特別加入者の日額変更等、希望の有無をご確認のうえ、変更希望がある場合には、前年度 3/2～3/31 までの変更申請にご協力をお願いします。

* なお、給付基礎日額 3500 円または 12,000 円以上を希望の場合には源泉徴収票の写し等所得金額の確認ができる書類の添付をお願いします。

* 詳細につきましては最寄りの監督署または
労働保険徴収室へお問い合わせください。

高知労働局 労働保険徴収室

電話 088-885-6026